

総合支所・支所

マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

結婚

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認して下さい！		受付 1階6番窓口 (市民課) 総合支所・支所	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更				
	氏が変わる方で、旧氏の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	氏が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		マイナンバーカード 1階8番窓口 (市民課) 総合支所・支所	
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください		戸籍の届出 1階9番窓口 (市民課)	
保険	国民健康保険に加入中で、氏など保険証の記載に変更がある方	新しい国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの交付	・変更前の国民健康保険証(兼高齢受給者証)または国民健康保険証資格確認書		国民健康保険 後期高齢者医療のこと 1階4番窓口 国民健康保険課 総合支所	
	氏が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険資格確認書の交付(後日郵送)	・変更前の後期高齢者医療保険証または後期高齢者医療資格確認書			
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険資格確認書 または資格取得証明書 ・国民健康保険証(兼高齢受給者証)または国民健康保険資格確認書 ・口座がわかるもの ※国民健康保険税の払戻しがある場合に必要となります。			
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	市役所での手続はありません				
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印			
	氏が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証・資格確認書の変更(後期高齢者医療は後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			
年金	最近退職した方 →国民年金に加入する方	・国民年金の加入(20歳から60歳未満の方) ・口座振替の申請(希望する方のみ)	・勤務先の厚生年金保険の資格喪失連絡票 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		国民年金のこと 1階5番窓口 (市民課)	
	→厚生年金保険に加入する配偶者の扶養に入る方(20才から60才未満の方)	配偶者の勤務先を通じて年金の手続きをしてください。 ※退職日の翌日と同月内に扶養に入る場合は市役所での手続はありません。	※配偶者の年齢などの要件があります。お近くの年金事務所にお問合せください。		延岡年金事務所 0982-21-5424	
	年金を受給している方で氏が変わる方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	【お持ちの方】 ・年金証書			
	遺族年金を受給している方	遺族年金の受給権消滅	・遺族年金失権届			
子ども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方(0歳～高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の口座がわかるもの ・マイナンバーが確認できる書類等 ・請求者の健康保険証(3歳未満の子どもがいる場合のみ) ※必要なものがそろってなくても窓口へお立ち寄りください			子育てのこと 1階14番窓口 (こども課)
	子どもの医療費受給者証をお持ちの方(0歳～中学生年代)	子ども医療費受給者証の変更	※受付窓口でご相談ください			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名・保護者変更など	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書			
		ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届および子ども医療費助成の変更申請 就学援助の再申請 ※世帯が変わると再申請が必要です	※受付窓口でご相談ください		学校教育課 4階2番窓口	
高齢	氏が変わる方で介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更	・介護保険証		受付 1階6番窓口 (市民課)	

障がい	氏が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑（認印可）など 	障がい福祉のこと 1階15番窓口 (福祉課)
	氏が変わる方で重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ・口座がわかるもの ※認印が必要な場合があります 	
	障がい福祉サービスをご利用の方	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス受給者証の氏名変更（氏が変わる場合） ・利用者負担額算定に係る世帯収入の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス受給者証 ・印鑑（認印可） ※負担額の変更が必要な場合 	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください	
料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます	上下水道料金センター 健康管理センター1階 0982-52-5228
	その他	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談	※受付窓口でご相談ください
市営住宅の同居手続				

市代表電話番号

0982-52-2111

開庁時間 朝8時30分～夕方5時15分 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

《東郷総合支所》
日向市東郷町山陰丙1374番地
0982-69-3900

《細島支所》
日向市大字日知屋古田町61番地1
0982-52-2601

《岩脇支所》
日向市大字平岩737番地2
0982-57-1001

《美々津支所》
日向市美々津町3432番地1
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

日向市役所

〒883-8555

日向市本町10番5号

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>



結婚手続ガイド

質問に答えることで、該当する手続を確認することができます。



結婚手続ガイド二次元コード

手続チェックシート

結婚

忘れずにお持ちください

婚姻届

《届出に必要な物》

- ・全国共通の届出用
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名



関連する手続は内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

婚姻届を提出後、結婚されたことが記載された戸籍証明書がとれるまで5～7営業日かかります。

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします
本人確認書類の提示をお願いいたします

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・健康保険資格確認書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続をするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。